

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和元年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会 議 案

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

目 次

議 案 番 号	件 名	ページ
1	令和元年度小樽市一般会計補正予算	1
2	令和元年度小樽市水道事業会計補正予算	3
3	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	4
4	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	10
5	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案	11
6	小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	12
7	小樽市民会館条例の一部を改正する条例案	13
8	小樽市公会堂条例の一部を改正する条例案	14
9	小樽市民センター条例の一部を改正する条例案	15
10	小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案	16
11	小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案	17
12	小樽市さくら学園条例の一部を改正する条例案	18
13	小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案	19
14	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案	20
15	小樽市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	21
16	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案	22
17	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	23
18	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案	24
19	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	25
20	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案	26
21	小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案	27

22	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	30
23	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案	31
24	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	32
25	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	33
26	小樽市生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案	34
27	不動産の処分について	35
28	公の施設の指定管理者の指定について	36
29	公の施設の指定管理者の指定について	37
30	公の施設の指定管理者の指定について	38
31	公の施設の指定管理者の指定について	39
32	公の施設の指定管理者の指定について	40

令和元年度小樽市一般会計補正予算

令和元年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 107,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59,359,197 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国 庫 支 出 金		千円 12,039,403	千円 △ 312	千円 12,039,091
	1 国 庫 負 担 金	9,666,581	△ 2,340	9,664,241
	2 国 庫 補 助 金	2,347,325	2,028	2,349,353
17 道 支 出 金		3,530,214	13,192	3,543,406
	1 道 負 担 金	2,801,734	1,000	2,802,734
	2 道 補 助 金	464,530	12,192	476,722
18 財 産 収 入		62,905	70,077	132,982
	2 財 産 売 払 収 入	16,729	70,077	86,806
19 寄 附 金		17,417	30,522	47,939
	1 寄 附 金	17,417	30,522	47,939
20 繰 入 金		2,163,869	△ 5,579	2,158,290
	2 基 金 繰 入 金	2,136,426	△ 5,579	2,130,847
歳 入 合 計		59,251,297	107,900	59,359,197

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		2,190,410	17,769	2,208,179
	1 総 務 管 理 費	1,806,539	17,769	1,824,308
3 民 生 費		26,257,447	81,946	26,339,393
	1 社 会 福 祉 費	12,774,504	81,946	12,856,450
4 衛 生 費		4,685,874	13,763	4,699,637
	1 保 健 衛 生 費	2,032,047	30	2,032,077
	2 保 健 所 費	493,060	13,733	506,793
6 農 林 水 産 業 費		115,519	362	115,881
	1 農 林 業 費	99,974	362	100,336
7 商 工 費		2,473,272	920	2,474,192
	1 商 工 費	2,473,272	920	2,474,192
8 土 木 費		5,694,524	△ 7,080	5,687,444
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,940,395	△ 8,700	2,931,695
	6 港 湾 費	1,208,787	1,620	1,210,407
10 教 育 費		3,011,741	220	3,011,961
	1 教 育 総 務 費	136,394	170	136,564
	5 社 会 教 育 費	524,584	50	524,634
歳 出 合 計		59,251,297	107,900	59,359,197

第2表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
小樽商業高校施設等取得費	令和2年度から 令和11年度まで	千円 200,000
塩谷児童センター 管理代行業務費	令和2年度から 令和3年度まで	14,822
いなきた児童館 管理代行業務費	令和2年度から 令和3年度まで	16,549
さくら学園 管理代行業務費等	令和2年度から 令和6年度まで	421,468
臨時市道整備事業費	令和2年度	70,000
港湾計画改訂事業費 (港湾計画検討業務委託料)	令和2年度	31,400
(仮称)消防署手宮支署 建設事業費	令和2年度	697,000
スクールバス運行経費 (銭函小・張碓小・長橋小)	令和2年度	40,000
水泳教室開催経費	令和2年度	8,895
総合体育館 管理代行業務費等	令和2年度から 令和4年度まで	180,000

令和元年度小樽市水道事業会計補正予算

第 1 条 令和元年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和元年度小樽市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 1 0 条を予算第 1 1 条とし、予算第 5 条から予算第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備事業費	令和 2 年度	千円 70,000

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例

(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員給与条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 2 項中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「1 0 0 分の 4 5）」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 9 7. 5（再任用職員にあっては、1 0 0 分の 4 5）」を加える。

別表第 1 号及び別表第 2 号を次のように改める。

第 2 条 小樽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるものに対しては、支給しない。

第 9 条第 3 項中「及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの」を削る。

第 2 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 9 2．5（再任用職員にあつては、1 0 0 分の 4 5）、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 9 7．5（再任用職員にあつては、1 0 0 分の 4 5）」を「1 0 0 分の 9 5（再任用職員にあつては、1 0 0 分の 4 5）」に改める。

（小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 3 条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 2 1 年小樽市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表を次のように改める。

在 職 期 間	基準日が 6 月 1 日である場合	基準日が 1 2 月 1 日である場合
6 月	1 0 0 分の 2 2 2．5	1 0 0 分の 2 2 7．5
5 月以上 6 月未満	1 0 0 分の 1 7 8	1 0 0 分の 1 8 2
3 月以上 5 月未満	1 0 0 分の 1 3 3．5	1 0 0 分の 1 3 6．5
3 月未満	1 0 0 分の 6 6．7 5	1 0 0 分の 6 8．2 5

第 4 条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表を次のように改める。

在 職 期 間	支 給 割 合
6 月	1 0 0 分の 2 2 5

5 月 以 上 6 月 未 満	1 0 0 分 の 1 8 0
3 月 以 上 5 月 未 満	1 0 0 分 の 1 3 5
3 月 未 満	1 0 0 分 の 6 7 . 5

(小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 21 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の小樽市職員給与条例及び第 3 条の規定による改正後の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の各条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の小樽市職員給与条例及び第 3 条の規定による改正前の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の各条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、勤勉手当の支給割合及び扶養手当について改定するとともに、病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するためであります。

別表第 1 号（第 4 条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		

72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600			
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600			
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800			
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
94		294, 900	342, 600					
95		295, 200	343, 100					
96		295, 600	343, 500					
97		295, 800	343, 700					
98		296, 100	344, 100					
99		296, 500	344, 500					
100		296, 900	344, 800					
101		297, 100	345, 100					
102		297, 400	345, 500					
103		297, 800	345, 900					
104		298, 100	346, 300					
105		298, 300	346, 800					
106		298, 600	347, 200					
107		299, 000	347, 600					
108		299, 300	348, 000					
109		299, 500	348, 500					

[illegible]

別表第 2 号（第 4 条関係）

医 療 職 給 料 表

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	270,900	399,000	471,700	566,500
2	274,500	401,900	474,000	569,600
3	278,500	404,500	476,200	572,700
4	282,500	407,200	478,500	575,800
5	286,500	409,800	480,700	578,700
6	290,300	412,200	482,900	581,100
7	294,300	414,900	485,100	583,500
8	298,200	417,300	487,300	585,900
9	302,100	419,500	489,300	588,100
10	305,800	422,200	491,400	589,600
11	309,400	424,800	493,500	591,100
12	312,900	427,500	495,600	592,600
13	316,500	429,900	497,700	594,100
14	320,100	432,400	499,800	595,200
15	323,800	434,800	501,900	596,300
16	327,300	437,300	504,000	597,200
17	330,600	439,300	506,100	598,400
18	335,000	441,700	508,100	599,400
19	338,000	444,000	510,100	600,400
20	340,900	446,400	512,100	601,400
21	343,800	447,900	513,900	602,400
22	346,500	450,300	515,700	
23	349,700	452,600	517,600	
24	352,800	454,900	519,500	
25	355,900	456,900	521,200	
26	358,700	459,200	523,000	
27	361,400	461,400	524,800	
28	364,500	463,700	526,600	
29	367,700	465,800	528,200	
30	370,600	468,100	530,000	
31	374,100	470,400	531,800	
32	377,100	472,600	533,600	
33	380,700	474,600	535,200	

34	384,300	476,700	537,000
35	387,000	478,800	538,700
36	389,500	480,900	540,500
37	392,100	483,000	542,100
38	394,900	484,800	543,700
39	397,200	486,600	545,100
40	399,700	488,400	546,700
41	401,800	490,100	548,200
42	403,800	491,900	549,600
43	406,100	493,700	551,000
44	408,300	495,500	552,300
45	410,600	497,100	553,500
46	412,900	498,800	554,500
47	415,000	500,600	555,500
48	417,000	502,400	556,500
49	419,100	504,000	557,500
50	421,000	505,300	558,400
51	422,800	506,600	559,300
52	424,600	507,900	560,200
53	426,600	508,900	561,000
54	428,500	510,200	561,900
55	430,500	511,500	562,800
56	432,400	512,800	563,700
57	434,400	513,800	564,600
58	436,200	514,600	565,500
59	438,000	515,400	566,400
60	439,700	516,200	567,100
61	441,500	517,100	568,000
62	443,300	517,900	568,900
63	445,100	518,800	569,800
64	446,900	519,600	570,700
65	448,600	520,500	571,600
66	450,400	521,400	
67	452,100	522,100	
68	453,900	523,000	
69	455,700	523,900	
70	457,600	524,700	
71	458,800	525,600	
72	460,000	526,500	

73	461,200	527,300		
74	462,400	528,200		
75	463,400	529,100		
76	464,400	529,800		
77	465,400	530,600		
78	466,200	531,500		
79	466,900	532,400		
80	467,600	533,300		
81	468,300	534,100		
82	469,000	535,000		
83	469,700	535,900		
84	470,400	536,800		
85	471,000	537,600		
86	471,300	538,500		
87	472,000	539,400		
88	472,700	540,300		
89	473,400	541,100		
90	473,800			
91	474,400			
92	475,100			
93	475,800			
94	476,200			
95	476,800			
96	477,400			
97	477,900			
98	478,500			
99	479,000			
100	479,500			
101	480,000			
102	480,400			
103	481,000			
104	481,400			
105	481,900			
106	482,400			
107	483,000			
108	483,600			
109	484,000			
110	484,500			

111	485,100			
112	485,700			
113	486,300			
114	486,800			

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 9 号中「2, 4 9 0 円」を「2, 6 9 0 円」に改め、同表第 1 5 1 号中「年度ごとに 3 0 0 円」を「年度ごとに（市税に滞納がないことの証明については 1 通につき） 3 5 0 円」に、「建物ごとに 3 0 0 円」を「建物ごとに 3 5 0 円」に、「、3 0 0 円」を「、3 5 0 円」に、「建築については 3 0 0 円」を「建築については 3 5 0 円」に改め、同表第 1 5 2 号中「固定資産については 2 0 0 円」を「固定資産については 2 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に請求があった事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、保健所関係手数料、税関係手数料及び建築証明手数料を改定するためであります。

小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例

小樽市特別会計設置条例（昭和 5 3 年小樽市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の本則第 7 号に規定する産業廃棄物処分事業特別会計に係る令和元年度分の歳入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、産業廃棄物処分事業特別会計を廃止するためあります。

小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年小樽市条例第 3 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 0 条に後段として次のように加える。

この場合において、災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等は、
第 1 9 条に規定する支給審査委員会に諮問することができるものとする。
第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

（支給審査委員会の設置）

第 1 9 条 法第 1 8 条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給
に関する事項を調査審議するため、小樽市災害弔慰金等支給審査委員会（以
下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会は、5 人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委
嘱し、又は任命する。

4 前 2 項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が
定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会を設置するためであります。

小樽市民会館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市民会館条例の一部を改正する条例

小樽市民会館条例（平成 1 8 年小樽市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

別表ホールの項中「4 0 , 0 0 0」を「4 0 , 8 0 0」に、「2 3 , 0 0 0」を「2 4 , 0 0 0」に改め、同表 1 号集会室の項中「2 , 6 0 0」を「2 , 8 0 0」に、「3 , 4 0 0」を「3 , 7 0 0」に、「4 , 3 0 0」を「4 , 7 0 0」に、「8 , 9 0 0」を「9 , 8 0 0」に改め、同表 2 号集会室、3 号集会室又は 4 号集会室の項中「1 , 1 0 0」を「1 , 2 0 0」に、「1 , 4 0 0」を「1 , 5 0 0」に、「2 , 9 0 0」を「3 , 2 0 0」に改め、同表 5 号集会室、6 号集会室、7 号集会室、8 号集会室、9 号集会室又は 1 0 号集会室の項中「2 , 4 0 0」を「2 , 6 0 0」に改め、同表 1 1 号集会室の項中「1 , 9 0 0」を「2 , 1 0 0」に、「2 , 5 0 0」を「2 , 8 0 0」に、「3 , 2 0 0」を「3 , 5 0 0」に、「6 , 6 0 0」を「7 , 4 0 0」に改め、同表 1 2 号集会室の項中「9 0 0」を「1 , 0 0 0」に、「1 , 1 0 0」を「1 , 2 0 0」に、「1 , 4 0 0」を「1 , 5 0 0」に、「3 , 0 0 0」を「3 , 4 0 0」に改め、同表和室 1 号室の項中「1 , 9 0 0」を「2 , 0 0 0」に、「2 , 4 0 0」を「2 , 5 0 0」に、「3 , 0 0 0」を「3 , 1 0 0」に、「6 , 3 0 0」を「6 , 7 0 0」に改め、

同表和室２号室の項中「２，７００」を「２，９００」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第８条第２号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表の規定による利用料金の額の承認その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表の規定は、施行日以後における利用に係る利用料金について適用し、同日前における利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が第２項の承認をした日以前に利用の申請をした者に係る利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、市民会館のホール等の利用に係る利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市公会堂条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市公会堂条例の一部を改正する条例

小樽市公会堂条例（平成 1 8 年小樽市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

別表ホールの項中「3, 9 0 0」を「4, 4 0 0」に、「5, 0 0 0」を「5, 6 0 0」に、「6, 3 0 0」を「7, 1 0 0」に、「1 3, 0 0 0」を「1 4, 8 0 0」に改め、同表 1 号集会室の項中「1, 9 0 0」を「2, 1 0 0」に、「2, 4 0 0」を「2, 7 0 0」に、「3, 1 0 0」を「3, 4 0 0」に、「6, 4 0 0」を「7, 2 0 0」に改め、同表 2 号集会室の項中「9 0 0」を「1, 0 0 0」に、「1, 2 0 0」を「1, 3 0 0」に、「1, 6 0 0」を「1, 7 0 0」に、「3, 3 0 0」を「3, 7 0 0」に改め、同表 3 号集会室の項中「2, 3 0 0」を「2, 5 0 0」に、「3, 0 0 0」を「3, 3 0 0」に、「3, 7 0 0」を「4, 1 0 0」に、「7, 7 0 0」を「8, 6 0 0」に改め、同表寿の項中「2, 6 0 0」を「2, 8 0 0」に改め、同表松の項、竹の項及び梅の項中「1, 9 0 0」を「2, 1 0 0」に改め、同表杉の項中「1, 3 0 0」を「1, 4 0 0」に改め、同表桐の項中「1, 0 0 0」を「1, 1 0 0」に改め、同表樺の項中「1, 8 0 0」を「1, 9 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表の規定による利用料金の額の承認その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表の規定は、施行日以後における利用に係る利用料金について適用し、同日前における利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が第 2 項の承認をした日以前に利用の申請をした者に係る利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、公会堂のホール等の利用に係る利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市民センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市民センター条例の一部を改正する条例

小樽市民センター条例（平成 1 8 年小樽市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

別表第 1 ホールの項中「1 0, 6 0 0」を「1 1, 6 0 0」に、「1 4, 7 0 0」を「1 6, 1 0 0」に、「1 9, 2 0 0」を「2 1, 0 0 0」に、「4 1, 9 0 0」を「4 5, 9 0 0」に、「1 2, 5 0 0」を「1 3, 9 0 0」に、「1 8, 1 0 0」を「1 9, 3 0 0」に、「2 2, 6 0 0」を「2 5, 2 0 0」に、「4 9, 8 0 0」を「5 5, 0 0 0」に改め、同表 1 号会議室又は 5 号会議室の項中「8 0 0」を「9 0 0」に、「1, 0 0 0」を「1, 1 0 0」に、「2, 1 0 0」を「2, 4 0 0」に改め、同表 2 号会議室の項中「9 0 0」を「1, 0 0 0」に、「1, 1 0 0」を「1, 2 0 0」に、「2, 4 0 0」を「2, 7 0 0」に改め、同表 3 号会議室又は 4 号会議室の項中「1, 4 0 0」を「1, 5 0 0」に改め、同表研修室の項中「1, 1 0 0」を「1, 2 0 0」に、「1, 4 0 0」を「1, 5 0 0」に、「1, 8 0 0」を「1, 9 0 0」に、「3, 7 0 0」を「4, 1 0 0」に改め、同表和室 1 号又は和室 2 号の項中「1, 0 0 0」を「1, 1 0 0」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第8条第2号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表第1の規定による利用料金の額の承認その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表第1の規定は、施行日以後における利用に係る利用料金について適用し、同日前における利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が第2項の承認をした日以前に利用の申請をした者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、市民センターのホール等の利用に係る利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例

小樽市銭函市民センター条例（昭和 51 年小樽市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

別表集会室の部第 1 集会室（和室）の項中「3, 500」を「3, 800」に、「4, 400」を「4, 800」に、「4, 900」を「5, 400」に、「11, 000」を「12, 200」に改め、同部第 2 集会室（洋室）の項中「2, 200」を「2, 400」に、「2, 700」を「3, 000」に、「3, 100」を「3, 400」に、「7, 300」を「8, 200」に改め、同部第 3 集会室（和室）の項中「2, 300」を「2, 400」に、「2, 900」を「3, 000」に、「3, 200」を「3, 400」に、「7, 300」を「7, 800」に改め、同部第 4 集会室（洋室）の項中「2, 400」を「2, 600」に改め、同表備考 2 中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号及び別表備考 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日以前に使用の申請をした者に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、銭函市民センターの集会室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

小樽市コミュニティセンター条例（平成 1 1 年小樽市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

別表集会室の部 1 号集会室の項中「1, 5 0 0」を「1, 6 0 0」に、「1, 8 0 0」を「2, 0 0 0」に、「2, 1 0 0」を「2, 3 0 0」に、「5, 0 0 0」を「5, 6 0 0」に改め、同部 2 号集会室の項中「7 0 0」を「8 0 0」に、「9 0 0」を「1, 0 0 0」に、「2, 1 0 0」を「2, 4 0 0」に改め、同部 3 号集会室の項中「1, 1 0 0」を「1, 2 0 0」に、「1, 3 0 0」を「1, 4 0 0」に、「1, 5 0 0」を「1, 6 0 0」に、「3, 7 0 0」を「4, 1 0 0」に改め、同部 1 号和室の項中「1, 6 0 0」を「1, 7 0 0」に改め、同部 3 号和室の項中「1, 2 0 0」を「1, 3 0 0」に改め、同表調理実習室の項中「2, 7 0 0」を「2, 9 0 0」に改め、同表備考 2 中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号及び別表備考 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日以前に使用の申請をした者に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、コミュニティセンターの集会室及び調理実習室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市さくら学園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市さくら学園条例の一部を改正する条例

小樽市さくら学園条例（平成 1 6 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「2 0 人」を「2 8 人を上限として規則で定める人数」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、さくら学園の定員を変更するためであります。

小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

小樽市勤労青少年ホーム条例（昭和 4 2 年小樽市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「第 3 項」を「前項」に改める。

別表 1 の部分軽運動場の部高校生以下の者の項午後の欄中「3 0 0」を「4 0 0」に改め、同部上記以外の者の項中「6 0 0」を「7 0 0」に、「7 0 0」を「8 0 0」に改め、同表調理室の項中「7 0 0」を「8 0 0」に改め、同表備考 2 中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 4 項及び別表備考 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日以前に使用の申請をした者に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、勤労青少年ホームの軽運動場及び調理室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例

小樽市勤労女性センター条例（昭和 4 9 年小樽市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 1 号講習室の項、3 2 号講習室の項、4 1 号講習室の項及び 4 2 号講習室の項中「6 0 0」を「7 0 0」に改め、同表調理講習室の項中「8 0 0」を「1, 0 0 0」に、「1, 2 0 0」を「1, 4 0 0」に改め、同表和室の項中「4 0 0」を「4 5 0」に改め、同表茶室の項中「8 0 0」を「9 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日以前に使用の申請をした者に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、勤労女性センターの講習室等の使用料を改定するためであります。

小樽市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

小樽市化製場等に関する法律施行条例（昭和 5 9 年小樽市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「1 7, 0 0 0 円」を「1 8, 6 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「2 6, 0 0 0 円」を「2 7, 9 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「8, 4 0 0 円」を「9, 2 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に申請があった事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、死亡獣畜取扱場設置許可等の申請手数料を改定するためであります。

小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例
小樽市墓地及び火葬場条例（昭和 2 5 年小樽市条例第 1 7 号）の一部を次の
ように改正する。
第 1 8 条ただし書及び各号を削る。

別表第 2 中

火葬炉	1 2 歳以上の死体	1 体につき	2 8 , 0 0 0
	1 2 歳未満の死体	1 体につき	2 0 , 2 0 0
	死胎	1 体につき	9 , 1 0 0

を

火葬炉	1 2 歳以上の死体	死亡時に市内に住所を有していた者の死体（埋葬されたものを除く。）	1 体につき	1 1 , 0 0 0
		上記以外のもの	1 体につき	2 8 , 0 0 0
	1 2 歳未満の死体	死亡時に市内に住所を有していた者の死体（埋葬されたものを除く。）	1 体につき	8 , 0 0 0
		上記以外のもの	1 体につき	2 0 , 2 0 0
	死胎	市内に住所を有する者が出産したもの	1 体につき	4 , 0 0 0
		上記以外のもの	1 体につき	1 1 , 0 0 0

に、同表控室の項中「埋葬された死体」を「埋葬されたもの」に、「1 3 , 5

〇〇」を「８，〇〇〇」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、別表第２控室の項中「埋葬された死体」を「埋葬されたもの」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に火葬された死体の火葬炉の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、火葬場の火葬炉及び控室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成 1 7 年小樽市条例第 6 0 号)
の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項ただし書中「第 1 項第 3 号」を「同項第 3 号」に改める。

別表第 2 中「7 5, 0 0 0 円」を「6 7, 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に申請された破砕業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、破砕業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査の手数を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

おたる自然の村条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

おたる自然の村条例の一部を改正する条例

おたる自然の村条例（昭和 6 1 年小樽市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表農林漁業体験実習館の項中

中 研 修 室	中 学 生 以 下 の 者	左 記 以 外 の 者
小 研 修 室	1 人 1 泊 1 , 7 0 0 円	1 人 1 泊 2 , 4 0 0 円

を

区 分	中 学 生 以 下 の 者	左 記 以 外 の 者
中 研 修 室 ・ 小 研 修 室	1 人 1 泊 1 , 8 0 0 円	1 人 1 泊 2 , 7 0 0 円

に、「5 0 0 円」を「7 5 0 円」に、「4 0 0 円」を「6 0 0 円」に、「1 0 0 円」を「1 5 0 円」に、「2 0 0 円」を「3 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用

料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日以前に使用の申請をした者に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、おたる自然の村の農林漁業体験実習館の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

小樽市公設青果地方卸売市場業務条例（昭和 47 年小樽市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 33 条ただし書中「立会っていて」を「立ち会っていて」に改める。

第 34 条第 4 項中「前項の仲卸人等」を「同項の仲卸人等」に改める。

第 62 条中「整理整とん」を「整理整頓」に改める。

別表冷蔵庫使用料の項中「600 円」を「770 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日又は卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 64 条第 1 項の規定による北海道知事の承認のあった日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 28 条第 1 項、第 33 条ただし書、第 34 条第 4 項及び第 62 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に使用した冷蔵庫の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、公設青果地方卸売市場の冷蔵庫使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例

小樽市観光物産プラザ条例（平成元年小樽市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

別表(2)の部分中「3, 6 0 0 円」を「4, 0 5 0 円」に、「4, 8 0 0 円」を「5, 4 0 0 円」に、「1 1, 0 0 0 円」を「1 2, 3 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表の規定による利用料金の額の承認その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表の規定は、施行日以後における利用に係る利用料金について適用し、同日前における利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が第 2 項の承認をした日以前に利用の申請

をした者に係る利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、観光物産プラザの多目的ギャラリー及び中庭の利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市道路占用条例の一部を改正する条例

小樽市道路占用条例（昭和 2 8 年小樽市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「電線共同溝の整備に関する特別措置法」を「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に改め、「得た額」の次に「(占用の期間が 1 月未満であるときは、当該額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、占用料の額に 1 円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

別表を次のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第４条第２項の改正規定（同項中「得た額」の次に「（占用の期間が１月未満であるときは、当該額に１００分の１１０を乗じて得た額）」を加える改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の小樽市道路占用条例の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料について適用し、同日前における占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、第１種電柱等の道路占用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

別表（第4条関係）

道 路 占 用 料

区 分	占 用 物 件	単 位	占 用 料
当該条項			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第 1 種 電 柱	1本につき 1年	877
	第 2 種 電 柱		1,397
	第 3 種 電 柱		1,925
	第 1 種 電 話 柱		812
	第 2 種 電 話 柱		1,307
	第 3 種 電 話 柱		1,825
	そ の 他 の 柱 類		65
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	8
	地下電線その他地下に設ける線類		4
	路 上 に 設 け る 変 圧 器	1個につき 1年	637
	地 下 に 設 け る 変 圧 器	占用面積1平方メートルにつき1年	427
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,277
	郵便差出箱その他これに類するもの		545
	小型無線基地局その他これに類するもの		495
	広 告 塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,775
	バ ス 待 合 所	占用面積1平方メートルにつき1年	638
	そ の 他 の も の		1,277
	外径が0.07メートル未満のもの		40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		42
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		85
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		163
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		407
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		427
	外径が1メートル以上のもの		850

法第32条第1項第2号に掲げる物件	ガス管（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第9条第1号ホに規定するものに限る。）	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	29
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		47
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		63
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		127
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		299
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		319
		外径が1メートル以上のもの		636
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	鉄道、軌道、索道、日よけ、雨よけ、雪よけ		占有面積1平方メートルにつき1年	1, 277
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
上空に設ける通路	2, 407			
地下に設ける通路	1, 265			
その他のもの	1, 277			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	37
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	377
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	377
		電柱等に添加するもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2, 642
		その他のもの		3, 775
	標識		1本につき	1, 007
	バス停標識		1年	503
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	37

		その他のもの	1本につき 1月	377
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	37
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	377
	ア　　チ	車道を横断するもの	1基につき 1月	3,775
		その他のもの		1,882
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	工事用仮囲、足場、工事用詰所、工事用材料、その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1月	377
上　記　の　い　ず　れ　に　も　該　当　し　な　い　も　の			市長がその都度定める。	

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 「第1種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 占用面積、表示面積若しくは占用物件の面積が1平方メートル未満であるとき又は1平方メートル未満の端数があるときはその面積又は端数を1平方メートルとし、占用物件の全長が1メートル未満であるとき又は1メートル未満の端数があるときはその全長又は端数を1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年をもって定められている占用物件に係る占用の全期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとし、占用料の額が月をもって定められている占用物件に係る占用の全期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときはその全期間又は端数を1月として計算するものとする。

小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市都市公園条例の一部を改正する条例

小樽市都市公園条例（昭和 32 年小樽市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「昭和 31 年政令 290 号」を「昭和 31 年政令第 290 号」に改める。

別表第 4 号運動場の部競技場（1 面）の項中「900」を「1,000」に、「470」を「500」に、「1,800」を「2,000」に、「940」を「1,000」に改め、同表野球場の部競技場の項中「470」を「500」に、「940」を「1,000」に改め、同表備考 4 中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の 2 及び別表第 4 号備考 4 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 4 号の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日以前に使用の申請をした者に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、運動場及び野球場の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市駐車場条例の一部を改正する条例

小樽市駐車場条例（昭和 5 1 年小樽市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表中「第 4 条ただし書」を「前条ただし書」に改める。

第 7 条の 2 第 4 項の表駅横駐車場の項中「2 5 0 円」を「2 7 0 円」に、「1 2 0 円」を「1 3 0 円」に、「2, 5 0 0 円」を「2, 7 0 0 円」に、「1 3, 6 5 0 円」を「1 4, 3 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 3 項の表の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第 7 条の 2 の規定による駐車場利用料金の額の承認その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の第 7 条の 2 の規定による駐車場利用料金は、この条例の施行日以後に駐車場から自動車を出車させる者について適用し、施行日前に駐車場か

ら自動車を出車させた者については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、駅横駐車場の利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例

小樽市港湾施設管理使用条例（昭和 3 0 年小樽市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「による」を「によるものとし、その額に 1 円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする」に改め、同項第 1 号中「当該基本額」を「当該金額」に改め、「切り捨てた額）」の次に「を用いて算出した基本額」を加える。

別表(4)の項中「3 9 9 円」を「4 4 9 円」に、「5 0 3 円」を「5 6 6 円」に、「4 1 0 円」を「4 9 4 円」に、「5 1 7 円」を「6 2 3 円」に改め、同表(11)の項中「1, 0 0 0 円」を「1, 1 5 0 円」に、「1, 5 0 0 円」を「1, 7 3 0 円」に、「2, 0 0 0 円」を「2, 3 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた小樽市港湾施設管理使用条例第 3 条第 1 項の規定による港湾施設の使用の許可により、同日前から継続して港湾施設を

使用する場合における当該港湾施設に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、船舶給水施設及び指定保税地域蔵置の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例

小樽市立学校設置条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部分中

「小樽市立豊倉小学校	小樽市朝里川温泉 1 丁目 2 3 1 番地	」
------------	------------------------	---

を削り、同表(2)の部分中「小樽市松ヶ枝 2 丁目 4 番 1 号」を「小樽市最上 1 丁目 3 1 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、豊倉小学校を廃止するとともに、松ヶ枝中学校の位置を変更するためであります。

小樽市生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例

小樽市生涯学習プラザ条例（平成 7 年小樽市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

別表ホールの項中「2, 1 0 0」を「2, 3 0 0」に、「3, 2 0 0」を「3, 5 0 0」に、「7, 9 0 0」を「8, 8 0 0」に改め、同表第 1 学習室の項中「9 0 0」を「1, 0 0 0」に、「1, 4 0 0」を「1, 5 0 0」に、「3, 5 0 0」を「3, 9 0 0」に改め、同表第 2 学習室の項中「1, 0 0 0」を「1, 1 0 0」に、「2, 6 0 0」を「2, 9 0 0」に改め、同表第 3 学習室の項中「1, 2 0 0」を「1, 3 0 0」に、「2, 9 0 0」を「3, 3 0 0」に改め、同表第 4 学習室の項中「2, 2 0 0」を「2, 4 0 0」に改め、同表第 5 学習室の項中「4 0 0」を「5 0 0」に、「1, 7 0 0」を「1, 9 0 0」に改め、同表第 6 学習室の項中「1, 6 0 0」を「1, 7 0 0」に、「4, 0 0 0」を「4, 4 0 0」に改め、同表和室の項中「3, 6 0 0」を「3, 8 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 号の改

正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日以前に使用の申請をした者に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、生涯学習プラザのホール等の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

不動産の処分について

次の不動産を売払処分する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

1 土地の表示 小樽市新光 3 丁目 8 番 4 雑種地

3, 2 6 3. 4 1 平方メートル

小樽市新光 3 丁目 8 番 5 雑種地

2, 6 9 0. 0 8 平方メートル

小樽市新光 3 丁目 8 番 1 5 雑種地

4, 1 0 3. 1 8 平方メートル

計 1 0, 0 5 6. 6 7 平方メートル

2 建物の表示 小樽市新光 3 丁目 8 番 1 5 号

旧学校給食新光共同調理場

鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

1 階 1, 0 8 2. 9 7 平方メートル

2 階 2 6 1. 0 0 平方メートル

計 1, 3 4 3. 9 7 平方メートル

小樽市新光 3 丁目 8 番 1 5 号

旧学校給食新光共同調理場 物置

コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

1 階 7 1. 2 8 平方メートル

2階 71.28平方メートル

計 142.56平方メートル

小樽市新光3丁目8番4

旧学校給食新光共同調理場 車庫

木造 亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建

130.41平方メートル

小樽市新光3丁目8番4

旧学校給食新光共同調理場 ボイラー室

鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建

48.00平方メートル

計 1,664.94平方メートル

3 売 払 価 格 7,007万7,000円

4 売 払 先 小樽市稲穂2丁目4番4号

アイホーム株式会社

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市さくら学園
- 2 指定する法人等の名称 社会福祉法人後志報恩会
- 3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市いなきた児童館
- 2 指定する法人等の名称 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市塩谷児童センター
- 2 指定する法人等の名称 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場
- 2 指定する法人等の名称 小樽駅前ビル株式会社
- 3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市総合体育館
- 2 指定する法人等の名称 小樽スポーツ協会・シンコースポーツコンソーシアム
代表法人 特定非営利活動法人小樽スポーツ協会
- 3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 3 日提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から37年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、加えて在日米軍の再編が更に強化される動きがある中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

（目的）

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和2年2月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和元年

小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 3 4 号

小樽市公平委員会委員の選任について

次の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 1 2 月 2 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

小 笠 原 眞 結 美

令和元年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 3 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和元年 1 2 月 2 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

泉		幸	子
中	町	悌	四 郎
平	井	秀	昭